

記入例(相続)

各所に記入・押印の上ご返送ください。

係長	主幹	補佐	課長

未登記家屋所有者異動届

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

三股町長 殿

新所有者の記入欄①

- ①記入した日
- ②住所
- ③氏名・押印
(認印で結構です)
- ④電話番号

住所: 〇〇県××町△△1234-5
@@@アパート101号室

届出人 氏名: 三股 一郎

電話番号: 0986-52-1111

(※携帯電話で構いません。)

三股

下記の家屋については、旧所有者から新名義人に所有権は移転していますので、新名義人の家屋として課税されますよう届出します。

なお、万一下記の家屋に係わる紛争等が生じた場合は、当事者間で解決し、貴庁に対して一切ご迷惑をおかけしないことを誓約します。

新所有者の記入欄

<相続の場合>

- ①氏名
- ②住所
- ③生年月日
- ④押印

	名	住所	生年月日	相続の場合	売買・贈与で添付書類のない場合
旧所有者	太郎	宮崎県北諸県郡三股町 五本松1-1	明・大(昭)平・令 11年2月3日	印不要	実印
新名義人	三股 一郎	〇〇県××町△△1234-5 @@@アパート101号室	明・大(昭)平・令 33年4月5日	三股	実印

異動内容	事由	相続・売買・贈与	日付	令和 4年 12月 15日
------	----	----------	----	---------------

異動事由を困んでください。 記

旧名義人が亡くなった日を記入してください。

	所在地			床面積	種類
	大字	本番	枝番		
1	五本松	1	1	52.47㎡	住宅・車庫・倉庫・店舗・事務所 その他()
2	五本松	1	1	10.02㎡	住宅・車庫・倉庫・店舗・事務所 その他()
3	樺山	1234	56	22.80㎡	住宅・車庫・倉庫・店舗・事務所 その他()
4					住宅・車庫・倉庫・店舗・事務所 その他()
5					住宅・車庫・倉庫・店舗・事務所 その他()
6					住宅・車庫・倉庫・店舗・事務所 その他()

添付書類

※ 異動事由が売買・贈与の場合は、建物引渡書または売買契約書等の(写)を添付してください。書類のない場合は旧名義人・新名義人それぞれの登録印鑑を押印のうえ、それぞれの印鑑登録証明書を添付してください。

注意事項

※ この届出書は所有権を確定するものではありませんのでご了承ください。

※ 課税の異動はこの届出を提出した日が属する年の翌年度分の課税からになります。

記入例 (売買・贈与)

各所に記入・押印の上ご返送ください。

課長
補佐

未登記家屋所有者異動届

三股町長 殿

新所有者の記入欄①

- ①記入した日
- ②住所
- ③氏名・押印
(認印で結構です)
- ④電話番号

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

住所: 〇〇県××町△△1234-5
@@@アパート101号室

届出人 氏名: 五本松 花子

電話番号: 0986-52-1111

(※携帯電話で構いません。)

五本松

新所有者の記入欄②

<売買・贈与の場合>

- ①氏名
- ②住所
- ③生年月日
- ④契約書等のコピー

※無い場合は、双方の実印を押した上で、双方の印鑑証明書を同封してください。

義人から新名義人に所有権は移転していますので、新名義
た場合は、当事者間で解決し、貴庁に対して一切ご迷惑を

	所	生年月日	相続の場合	売買・贈与で添付書類のない場合
旧名義人	三股 太郎 宮崎県北諸県郡三股町 五本松1-1	明・大(昭)平・令 11年2月3日	印不要	実印
新名義人	五本松 花子 〇〇県××町△△1234-5 @@@アパート101号室	明・大・昭(平)令 3年4月5日	印	実印

異動内容	事由	相続	売買・贈与	日付	令和 4年 1月 15日
------	----	----	-------	----	--------------

異動事由を困んでください。 記

契約日等を記入してください。

	所在地			床面積	種類
	大字	本番	枝番		
1	五本松	1	1	52.47㎡	住宅(車庫・倉庫・店舗・事務所) その他()
2	五本松	1	1	10.02㎡	住宅・車庫(倉庫・店舗・事務所) その他()
3	樺山	1234	56	22.80㎡	住宅・車庫・倉庫・店舗(事務所) その他()
4					住宅・車庫・倉庫・店舗・事務所 その他()
5					住宅・車庫・倉庫・店舗・事務所 その他()
6					住宅・車庫・倉庫・店舗・事務所 その他()

添付書類

※ 異動事由が売買・贈与の場合は、建物引渡書または売買契約書等の(写)を添付してください。書類のない場合は旧名義人・新名義人それぞれの登録印鑑を押印のうえ、それぞれの印鑑登録証明書を添付してください。

注意事項

※ この届出書は所有権を確定するものではありませんのでご了承ください。

※ 課税の異動はこの届出を提出した日が属する年の翌年度分の課税からになります。